



宮 崎 県 公 報

平成20年12月15日（月曜日） 第 2042 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

| 目 次 | 頁 |
|------------------------------|---|
| 告 示 | |
| ○民有林の保安林の指定（6件）……………（自然環境課）1 | |
| ○道路の区域の変更（2件）……………（道路保全課）2 | |

告 示

宮崎県告示第 915号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。
平成20年12月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字大中尾 163-49

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字大中尾 163-49（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 916号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。
平成20年12月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字松尾字石原1625-38、1625-39、大字下福良字桑木原 177-47、字佐礼1686-1、1686-2、1731-10、1733-55

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字桑木原 177-47・字佐礼1731-10（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ 次の森林については、主伐は択伐による。

字石原1625-38・1625-39・字桑木原 177-47・字佐礼1686-1・1733-55（以上5筆について、次の図に示す部分に限る。）

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 917号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。
平成20年12月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字下水流 140-24

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字下水流 140-24（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 918号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により

、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成20年12月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 串間市大字一氏字楸ヶ平 863-6・863-7・863-33・863-35 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 919号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により

、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成20年12月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 串間市大字本城字野地 3-8から3-11まで、4-1、4-2、4-7、5、6、8、8-乙-ロ、10、13、21
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字野地 4-1 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 920号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により

、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成20年12月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山高サレ2561-12、字尾立山3157-2、3157-7から3157-9まで、3157-11から3157-13まで、3157-15、3157-17、3157-19、字並松4686-1、4687-1、字タブノキ5195-1、字石ノ内5431-1、字柳ノ迫7815-1、字茸ノ木谷8146、字シカキ谷8342-3、83

42-5、字釜土8668-1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字タブノキ5195-1・字石ノ内5431-1 (以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ 次の森林については、主伐は択伐による。

字シカキ谷8342-3 (次の図に示す部分に限る。)、8342-5、字タブノキ5195-1・字釜土8668-1・字高サレ2561-12・字石ノ内5431-1・字茸ノ木谷8146・字尾立山3157-2・字並松4686-1・4687-1 (以上8筆について、次の図に示す部分に限る。)

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 921号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年12月15日から平成21年1月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年12月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 新旧の別 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(メートル) |
|------|-------|---------|--------------------------------|------|-------------|----------|
| | 国道 | 国道 265号 | 東臼杵郡椎葉村大字下福良字仲塔 | 旧 | 8.0 ~ 46.2 | 426.5 |
| | | | 1179番3地先から同郡同村同大字同字1184番14地先まで | 新 | 9.1 ~ 56.6 | 422.5 |

宮崎県告示第 922号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年12月15日から平成21年1月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年12月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| 路線 番号 | 道路の 種 類 | 路線名 | 区 間 | 新旧 の別 | 敷地の 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|----------|------------|-------------|--|----------|----------------------|---------------|
| | 国道 | 国道 2 65号 | 東臼杵郡椎 葉村大字下 福良字木浦 1343番16地 先から同郡 同村同大字 同字1343番 43地先まで | 旧 | 33.4 ~ 47.4 | 59.6 |
| | | | | 新 | 11.1 ~ 19.9 | 59.6 |